

～令和5年度～

青梅市

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間 令和5年6月1日～令和6年3月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 市民(住民登録がある)の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

・受診されたい実施機関が決まりましたら、必ず予約をしてください。

・受診の際には、保険証、特定健康診査受診券をご持参ください。